



# 加賀市民のみなさまへ

## 新型コロナウイルス対策について

加賀市長 宮元 陸

はじめに、新型コロナウイルスに感染された方々にお見舞い申し上げますと共に、亡くなられたみなさまに心よりお悔やみ申し上げます。

また医療現場で日夜奮闘されている医療従事者のみなさまに心より感謝申し上げます。

加賀市の新型コロナウイルス対策の基本方針は、「市としてできること、なすべきことを、最大限に、スピーディに」ということであります。

その方針にそって、去る4月13日には、3つの温泉を有する自治体として、宿泊客の激減した宿泊事業者へのご支援を、いち早く決定し、また、休館・休業の要請も行ったところです。

そして、感染拡大の予防対策として、自主的に休業を行っていただく飲食店に対しての協力金の支出を、他に先駆けて決定いたしました。資金を一刻も早くお届けすることが肝要だと思ったからです。

また、加賀市医療センターの敷地内に、「発熱外来用」の診察

室を設置いたします。発熱が見られる患者とそれ以外の患者の方々を分離して診察できる環境を整えます。

さらに、国がみなさまに一律支給する10万円の給付金もスピード感をもって、対応してまいります。

最後にみなさまへのお願いがあります。新型コロナウイルスは感染しても症状がなく、知らないうちに人にうつしてしまう場合があります。ゴールデンウィークに首都圏などから、帰省を予定されているご親族がおられましたら、お控えいただくようお願いください。ビデオ通話などによるオンライン帰省へのご協力をお願いします。

これからも刻一刻と変化する状況を見つめ、感染拡大の防止や経済対策を速やかに行ってまいります。

社会の活力を維持して、みなさま、一人ひとりが希望の光を見失うことなく感染を終息させる。私たちに求められているのはそこへの挑戦です。

この難局を共に乗り越えてまいりましょう。

今年の **新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします**



# ゴールデンウィークは外出を控えましょう!

- ☑ **帰省・旅行**を控える! 帰省はオンラインで!
- ☑ **近場の外出でも密集・密接**を避ける!
- ☑ **買物の際は少人数・最小限の回数**に!

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

# 3つの密を避けましょう!

- ① 換気の悪い **密閉空間**
- ② 多数が集まる **密集場所**
- ③ 間近で会話や発声をする **密接場面**

新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター(集団)の発生を防止**することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

日常生活での感染予防の徹底をお願いします

- 手洗いや咳エチケットといった基本的な対策の徹底
- 発熱等の風邪の症状がある場合は、出勤等も含め、外出を控えること
- 出張を含めた不要不急の往来の自粛の徹底

## 新型コロナウイルス関連ご案内窓口

新型コロナウイルスに関する、生活支援、経営支援、感染予防などのご案内窓口は下記のとおりです。お気軽にお問い合わせください。ゴールデンウィーク中も相談ください。

### 生活関連支援・経営支援に関すること

開設場所 市役所本庁舎1階市民ホール  
 開設時間 平日8時30分～17時15分まで  
 ゴールデンウィーク中の休日  
 (4月29日、5月2～6日)  
 8時30分～16時30分まで

電話番号 0761-76-5230

### 感染予防に関すること

開設場所 保健センター(かが交流プラザさくら内)  
 開設時間 平日8時30分～17時15分まで  
 ゴールデンウィーク中の休日  
 (4月29日、5月2～6日)  
 8時30分～16時30分まで  
 ※休日は電話での対応となります

電話番号 0761-72-7866

1人10万円が給付される「**特別定額給付金**」の受付窓口についても、準備ができ次第、左記の「新型コロナウイルス関連ご案内窓口」に併設します。

電話番号 0761-72-7826

発熱患者を隔離して診察する

# 発熱外来のお知らせ

※この発熱外来は、新型コロナウイルス感染症のPCR検査は行いません

発熱症状のある患者さんの中には、新型コロナウイルスに罹患した方が含まれる可能性があることから、加賀市医療センターの敷地内に病院建物とは別に発熱症状のある方の診察室、処置室、待合室を設置します。

発熱症状のある患者さんは別建物にて診察を行い、発熱症状のない患者さんは従来どおり病院内で診察を行います。発熱症状のある方とない方の動線を完全に分離することで、患者さんから他の患者さんや職員への二次感染、院内感染を未然に防止します。

■運用開始 … 4月30日(木) 予定

■受付時間 … 原則平日8:30～11:30

・休日も受付しますが、休日は8:30～11:00までの間に必ず電話での予約(0761-72-1188)をお願いします。

・症状によっては、上記以外の時間帯でも発熱用診察室で診察します。

■次のような方は保健所の帰国者・接触者相談センター(0761-22-0796)にご相談ください。

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)

・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

4月30日(木)  
開始予定

■発熱外来  
敷地内に別棟として  
設置します。



## 飲食店への支援制度のご案内

市内の飲食店に対する支援制度を新たに創設しましたのでお知らせします。「密閉・密集・密接」を避けるため、郵送での申請をお願いします。

### 1 飲食店感染拡大防止協力金

・給付金額 1店舗当たり 一律 20万円

・対象店舗 中小企業又は個人事業主が経営する市内の飲食店のうち、令和2年4月1日～5月31日の間に、次のいずれかの要件を満たす休業や時間短縮営業を行った店舗

- ①通常の営業日に休業した日が計10日以上になる場合
- ②時間短縮した営業時間の合計が、通常の営業時間に換算して10日以上になる場合(例:通常8時間営業のお店が、4時間の営業時間に短縮して20日間以上営業した場合等)
- ③通常の営業日に休業した日と短縮時間の換算日数の合計が10日以上になる場合(例:通常8時間営業のお店が、通常の営業日を2日間休業し、かつ4時間の営業時間に短縮して16日以上営業した場合等)

※次の店舗等は対象外となります

- ・主たる事業が店内での飲食以外である店舗(食品小売、持ち帰り・配達飲食、旅館等)
- ・営業を再開せず廃業見込みの店舗
- ・石川県の「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の受給を選択する店舗

**県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金**

- ・中小法人……1事業者50万円
- ・個人事業主……1事業者20万円

【要件】  
令和2年4月21日～5月6日の間、全日休業等を行う店舗

・必要書類

- ①交付申請書(市ホームページからダウンロードしてください。)
- ②営業実績がわかる書類(店舗広告、営業許可証の写し、確定申告書写し等)
- ③休業等の状況がわかる書類(休業等を告知した店舗の写真、Webサイトの写し等)

### 2 テイクアウト・デリバリー参入補助金

・補助金額 1店舗当たり 最大 10万円

・対象店舗 中小企業又は個人事業主が経営する市内の飲食店のうち、令和2年4月1日以降に新たに持ち帰り・配達飲食サービスを開始した店舗

・対象経費

- ①導入奨励費 5万円(定額)
- ②設備器具費 商品の製造、保存、配送等に用いる設備、器具費等
- ③広告宣伝費 広告費、印刷費、ホームページ更新費等
- ④事務費 許可を要するものを製造する場合の申請事務費等

・必要な書類

- ①交付申請書(市ホームページからダウンロードしてください)
- ②テイクアウトを開始したことがわかる書類(広告チラシ、Webページの写し、メニュー表等)

交付申請書送付・問い合わせ先

加賀市役所商工振興課 〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地

電話番号 0761-72-7940

Eメール shoukou@city.kaga.lg.jp

市ホームページ <https://www.city.kaga.ishikawa.jp/>

【申請書ダウンロード】

トップページ → 産業まちづくり → 産業・観光 → 緊急経済・雇用対策 → 各ページ

## 給付型奨学金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入が大きく減少した方は、給付型奨学金に申し込みができます。

・対象 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯の学生(大学生、短大生、高専4・5年生、専門学生)

※収入減後の所得で判定するため、昨年度に対象外となった人も支援対象となる可能性があります。

※詳細については、各学校の学生課や窓口課、または日本学生支援機構(0570-666-301)にお問い合わせください。



新制度の概要  
文部科学省特設HP



貸与型奨学金の制度概要  
日本学生支援機構HP



進学資金シミュレーター

日本学生支援機構HP

「給付奨学金シミュレーション」「貸与奨学金シミュレーション」(自身が対象となるかなどを大まかに調べられます)

加賀市役所

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地